

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	Luke Richard NOTTAGE
論文題目	International Commercial and Investor-State Arbitration: Australia and Japan in Regional and Global Contexts (国際商事仲裁および国際投資協定仲裁——地域的・グローバルな観点から見たオーストラリアと日本)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、オーストラリアと日本とを素材としつつ、国際商事仲裁と投資条約仲裁について、比較法的・歴史的・学際的立場から検討を進めることを狙いとする。そして、そのために、「形式化・非形式化」および「グローカリゼーション」を鍵概念として検討を進める。</p> <p>序論では、それら鍵概念について説明がなされる。紛争当事者や仲裁廷の自律性の程度が下がる場合、仲裁が「形式化」されることとなる。その「形式化」は、裁判所の関与が高まるにつれ、あるいは仲裁規則が詳細化されるにつれ、高まることとなる。また、「グローカリゼーション」とは、グローバル的普遍性と地域的あるいは国家的特性との緊張関係である。国際商事仲裁は、1950年代・60年代においては小規模かつ非形式であり、グローバル的であった。その後、70年代・80年代を通じて次第に形式化され、英米法の実務の影響を受けることとなった。90年代にはコストの考慮から改めて非形式性を求める動きが見られ、今日もその傾向は見られるが、形式化対非形式化そしてグローバル化対地域化という緊張関係は引き続き見られる。</p> <p>このような認識を前提とし、本論文は三部構成で議論が進められる。</p> <p>第一部は国際商事仲裁についての検討であり、とりわけ日本とオーストラリアとが素材とされる。日本においては、1998年に仲裁法が成立した。これは、国連国際取引法委員会 (UNCITRAL) が採択したモデル法に対応したものであり、仲裁のグローバル化が現れたところでもある。しかしながら、日本における仲裁法の制定は、20世紀末から21世紀初頭にかけて実施された司法改革の一環でもある。これは日本における「現地化されたグローバリズム」であり、その現象は2018年以降に日本が国際商事仲裁のハブになろうと様々な努力をしていることとも通じる。オーストラリアにおいても、UNCITRALモデル仲裁法に基づく仲裁法の改正が2010年になされた。ただし、オーストラリアにおける仲裁の非形式化およびグローバル化は十分ではなく、さらなる立法的対応が必要である。</p> <p>第二部は国際商事仲裁と投資家対国家仲裁との双方に関わる問題を扱う。仲裁を扱う国際的弁護士事務所が世界的に拡大し、それに伴う情報の偏在性のために弁護士事務所間の競争が適切に機能しておらず、コスト面での問題を生んでいる。しかし、投資仲裁に端を発する透明性確保の動きは国際商事仲裁にも広がりつつあり、情報の偏在性に起因する種々の問題を緩和させる方向に進むことが予想される。他方で、投資仲裁の影響は仲裁の形式性を強化する方向に働く可能性もある。いずれにせよ、投資仲裁の影響は国際商事仲裁に関する理論を多様化することにつながる。注目すべきは国際商事仲裁で重視される秘匿性と投資仲裁で重視される透明性との関係である。国際商事仲裁ではコストの増加につながる場合であっても秘匿性が重視され、仲裁の非形式性が維持されつつコストが増加するという現象が発生しているのに対し、投資仲裁では透明性が理論的にも実践的にも求められている。</p> <p>第三部は、より投資家対国家仲裁に特化した問題を扱う。オーストラリアと日本とを特に対象とする本論文の観点からは、2014年に署名された日・オーストラリア経済連携協定 (EPA) において投資家対国家仲裁が採用されていないことが注目される。日本は、基本的には柔軟な投資条約政策を採用しつつ、2010年代から極めて積極的な</p>			

方向に舵を切っており、「現地化されたグローバリズム」の現れとも言える。その中においてオーストラリアとのEPAに投資家対国家仲裁が含まれていないのは、これがオーストラリア国内において機微な問題であるにもかかわらず日本が十分な見返りを提供できなかったこと、および、いずれにせよ近い将来大規模な自由貿易協定（環太平洋パートナーシップ（TPP））が予定されておりそこには投資家対国家仲裁が含まれることになっていたからだと思われる。オーストラリアでは、同国に対する初の投資仲裁をフィリップモリス社が提起した2011年以来、条約に基づく投資保護が投資家に有利であるとする意見が強まったが、ここから明らかになったのはオーストラリア国内法における投資保護の薄さでもある。昨今の政治状況に鑑み、オーストラリアはよりグローバルな投資仲裁政策を採用するようになることも予想される。

最後に、COVID-19パンデミックに対応するためにオンライン手続が広く利用されることになったことを通じて、仲裁手続の「非形式化」が進展しつつあることが指摘される。仲裁手続のコスト面からは、仲裁のグローバル化と「非形式化」とは望ましいところであり、そのためにアジア太平洋地域において様々な機関や学会で協力して取り組むことが望まれる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、国際商事仲裁と投資仲裁という素材を用い、日本とオーストラリアとを比較対象として、第二次世界大戦以降の国際仲裁の流れを描き、その問題点を指摘して将来の方向性を示そうとした意欲的著作である。

国際商事仲裁と投資仲裁とは手続面から見る限り共通点は少なくないものの、仲裁判断に適用される実体法規範は全く異なっており、とりわけ近年の投資仲裁においては投資条約という国際法規範の解釈適用が中心となることから、国際商事仲裁の研究者が投資仲裁の実体面にまで立ち入って研究を進めることはほとんどない。

そのような中、本論文は、国際商事仲裁を含む国際民事手続法を中心に研究してきた著者が、投資仲裁の実体面にまで踏み込んで分析を深め、それを基に国際商事仲裁と投資仲裁とを総体的に把握して国際的な仲裁の潮流を描こうとしたものであり、それにより、本論文の鍵概念である「形式化・非形式化」および「グローカリゼーション」に関する歴史的な流れを解明するという、優れた着眼点に基づいた新規性の高い研究成果が生み出されたと評価できる。

また、日本法にも造詣の深い著者の手により、日本の仲裁法制の内容およびその実践、ならびに日本の投資仲裁に関する法政策の変遷に関する研究が英語で発表されたことも意義深い。さらに、日本と同じく、必ずしも世界的な仲裁ネットワークの中心に位置しているとはいえないオーストラリアをも素材としたことにより、「形式化・非形式化」および「グローカリゼーション」に関する世界的潮流の描き方に説得力が増している。

ただし、本論文の主張には異論の余地もある。たとえば、1970年代の投資仲裁が高度に「形式化」されていたという評価や、1990年代の投資仲裁がより「非形式化」されたものであったという評価については、首肯しがたいところがある。また、日本の仲裁法は国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)による仲裁モデル法を採用しているところ、仲裁判断の準拠法決定において選択される法の範囲が両法文書において異なっている旨の記述や、仲裁申立前または提訴前に調停を試みる旨のADR合意について、日本法上その法的拘束力が認められ訴権を制限する効果をもつ旨の記述があるなど、不正確な記述も散見される。

このように、本論文には改善すべき点も見受けられるが、本論文が国際商事仲裁と投資仲裁の双方を視野に入れ、現代の国際仲裁のダイナミックな動向を描き出した意欲作であることは間違いない。本論文は、諸外国における日本の仲裁法制の理解を促進するためにも、重要な業績であるといえよう。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、令和3年12月15日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降